

第6号議案 資料7

平成30年度役員の選任について（案）

会則第7条第1項に定める平成30年度役員及び情報セキュリティ監査基本方針4(1)イに定める情報セキュリティ監査統括責任者については、以下のとおりとする。

役職	団体	所属	職名	氏名	任期
会長	愛知県	振興部	部長	野村 知宏	
副会長	豊明市	行政経営部企画政策課	課長	小串 真美	平成30年 4月1日 ～ 平成31年 3月31日
	蒲郡市	総務部行政課	課長	牧原 英治	
監事	犬山市	経営部情報管理課	課長	長瀬 隆生	平成30年 4月1日 ～ 平成31年 3月31日
	岡崎市	総務部情報政策課	課長	河合 剛志	
情報セキュリティ監査統括責任者	半田市	企画部企画課	課長	山田 宰	

人事異動等により役員の欠員が生じた場合は、当該団体の後任の者が任期を引き継ぐものとする。

〈参考〉あいち電子自治体推進協議会会則

(役員)

第7条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監事 2名

2 役員は、総会において会員の情報担当部長又は課長に相当する職にある者の中から選任する。

3 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

－以下略－

(役員の職務)

第8条 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した順序で、その職務を代行する。
- (3) 監事は、会計の監査をする。

〈参考〉情報セキュリティ監査基本方針

1～3 略

4 監査の実施

(1) 監査組織

ア 略

(ア)～(エ) 略

イ 情報セキュリティ監査統括責任者

(ア) 略

(イ) 情報セキュリティ監査統括責任者は協議会の幹事会で協議を行い、幹事会構成員の中から選任し、総会において承認を得ることとする。

なお、協議会の最高情報統括責任者と兼務してはならない。

(ウ) 略

－以下略－